

入院基本料に関する事項

北棟5階(N5)病棟

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて診療・看護を行っている医療機関です。下記の施設基準を関東信越厚生局(長)に届出を行っています。

病棟種別	療養病棟入院基本料1 20:1
病棟	北棟5階(N5)
病床数	42床

当該病棟では、1日に5人以上の看護職員(看護師及び准看護師)5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝 8時30分 ～ 夕方 16時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち数は 15人以内
看護補助者1人あたりの受け持ち数は11人以内
- 夕方 16時30分 ～ 翌朝 8時30分まで
看護職員1人あたりの受け持ち数は 22人以内
看護補助者1人あたりの受け持ち数は43人以内